

令和3年9月15日

1. 出席議員

1番	中島	信二
2番	高山	正信
3番	青木	勉
4番	川口	堅志
5番	橋本	正敏
6番	田中	栄一
7番	堤	康幸
8番	高橋	信広
10番	牛島	孝之
11番	萩尾	洋

12番	服部	良一
13番	大坪	久美子
14番	寺尾	高良
15番	栗原	吉平
16番	三角	真弓
17番	森	茂生
18番	栗山	徹雄
20番	川口	誠二
21番	松崎	辰義
22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	橋 本 妙 子
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	馬 場 浩 義
定住対策課長	高 巢 雅 彦
環 境 課 長	石 橋 信 輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	坂 田 智 子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
学校教育課総務係長	高 山 裕 二
農業委員会事務局長	(松 藤 洋 治)

議 事 日 程 第 5 号

令和3年9月15日（水） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第2 議案上程・説明
 - 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第1 委員長報告

- 議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）
- 認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度八女市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和2年度八女市下水道事業会計決算認定について
- 請願第5号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書案の提出を求めることに関する請願
- 請願第6号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択のための請願

第2 議案上程・説明

- 議案第52号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 委員会提出議案第6号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書
- 委員会提出議案第7号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう求める意見書
- 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。定例会最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第1．委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会及び建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

情報政策費における庁用器具費については、外部での各種業務や指定避難所及び臨時避難所で使用可能なモバイルパソコンを購入するとの説明がありました。

また、図書館費については、電子図書館システムを導入するための委託料と電子書籍の購入予算であることの説明がございました。

次に、厚生分科会でございます。

在宅支援住宅改修補助金については、令和３年度当初より月に４件強の申請があり、年間で50件から52件の申請数が見込まれ、１件当たりの補助限度額が50千円であることから、2,400千円を超える見込みであるとのことでした。

また、申請数が増えたことの要因としては、地域包括支援センターやケアマネジャーの支援等により、制度の周知が図られ、申請数の増加につながったと思われるとのことでした。

次に、建設経済分科会でございます。

新しい生活様式対応事業助成金については、個人及び法人の事業者がコロナ感染症対策として、換気扇、エアコン、空気清浄機等の購入や間仕切り壁等の設置工事を行うものを補助対象とし、令和３年４月１日以降に購入した品物、または実施した工事等についても対象になるとの説明がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金については、令和３年４月１日以降に国の月次支援金、または県の中小企業者等月次支援金の給付を受けた事業者を対象に10月１日から受付を開始するとの説明がありました。

なお、小学校給食調理等業務委託料について反対討論が１件ございました。

学校給食そのものが教育の一環と思っており、食育が論じられている中で、食育を進める上でも学校給食は直営でやるべきと思っているとのことから、学校給食を民間に委託することには反対という内容でございます。

以上が議案第49号 令和３年度八女市一般会計補正予算（第５号）に係る審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第49号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第49号 令和３年度八女市一般会計補正予算に反対の立場で討論を行います。

債務負担行為補正において、小学校給食調理等業務委託料において6,270千円計上されております。学校給食を民間委託することで、業務コスト削減だけが先行し、一番大切な安心・安全が損なわれることが懸念されます。また、その結果として、民間業者が低賃金で調

理員を雇用することになり、官製ワーキングプアをつくり出すことになるのではないでしょう
うか。

学校給食は教育の一環であると位置づけられております。また、教育・食育基本法では、
学校給食の中での食育の推進には、教職員、栄養教諭、調理員及び行政関係者が一体となり、
地域との連携を図りながら児童生徒へのきめ細やかな指導が行われなければなりません。こ
の食育にも矛盾するものだと思います。

以上の理由により、議案第49号に反対するものであります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳
出決算認定について、認定第2号 令和2年度八女市水道事業会計決算認定について、認定
第3号 令和2年度八女市下水道事業会計決算認定について、以上3件を一括議題といたし
ます。

本案について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会委員長（中島信二君）

決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

議長を除く議員19名で構成する本特別委員会の全体会を9月1日と13日に開催いたしまし
た。

各分科会での審査に当たりましては、関係資料に基づき事業内容の説明を受け、議会が当
初議決した趣旨と目的に沿った予算が適正かつ効率的に執行されたのか、また、どのような
行政効果が発揮できたのかなど、その費用対効果を検証し、次年度以降の予算編成に反映さ
れるよう審査を行いました。

まず、認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてですが、一般会計、
特別会計ともに各分科会からの指摘事項はございませんでした。

なお、討論におきまして、反対討論が1件ございました。

同和事業について多額の予算が計上されているが、必要な施策は一般対策で行うべきであ
り、同和事業の特別扱いをやめるべきという内容でございます。

採決の結果、認定第1号につきましては、賛成多数で認めることに決しました。

続きまして、認定第2号 令和2年度八女市水道事業会計決算認定についてでございますが、こちらも指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第2号につきましては、全会一致で認めることに決しました。

続きまして、認定第3号 令和2年度八女市下水道事業会計決算認定についてでございますが、こちらも指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第3号につきましては、全会一致で認めることに決しました。

以上が認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果でございます。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願いを申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、認定第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。もちろん全てに反対するものではありません。

2款．総務費、2項．徴税費についてであります。

決算審査特別委員会資料によれば、令和2年度268件の差押えが行われております。このうち207件が預貯金の差押えであります。1件当たり平均しますと60,275円であります。これらの預貯金を差押えすれば、その日の食事もできなくなる可能性すらあります。地方税法第15条の7では、地方団体の長は滞納処分の執行を停止することができるとなっております。その1に、滞納処分をすることができる財産がないこと、2番目に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとなっております。何十万円、何百万円ならともかく、100千円以下の預貯金だけであれば、差押えではなく、滞納処分の執行停止を行う必要があると思われま。

次に、同和事業についてであります。

10款4項8目の八女市人権同和教育研究協議会補助金6,300千円や、同和地区教育活動補助金2,355千円、その他にも多額の同和関係事業への支出があります。必要な施策は一般対策で行うべきであり、不公正な同和行政は直ちにやめるべきであります。

以上の理由により、認定第1号に反対するものであります。

以上です。

○ 8 番（高橋信広君）

私は、認定第 1 号 令和 2 年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

一般会計及び 6 つの特別会計の総括決算において、それぞれの会計が黒字を計上し、前年より約 199,420 千円減少したものの、総額約 997,000 千円の実質収支額はコロナ禍の影響を考慮すると価値のある結果と捉えています。

財政状況におきましては、財政力指数の 0.39 は 3 年連続変化がないものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 94.6% と、前年比 3.5% 改善、実質公債費比率が 8.9 と、前年比 0.1% 改善したことは、難しい環境の中にあって意義ある数字と考えます。

しかしながら、今後はさらに厳しい財政状況が見込まれることから、なお一層、財政指標の健全化に取り組んでいただくようお願いするものです。

一般会計の歳入面におきましては、市税はコロナ禍による減収の危惧がありましたが、約 70 億円の収入、前年より 30,000 千円弱増加し、さらには収納率が 96.2% と、前年より 0.47% 上昇したことは評価いたします。

また、ふるさと支援寄附金は約 868,000 千円と、前年より約 270,000 千円の増額ができたことは、今後につながる成果と評しますとともに、当市の豊かな資源を活用し、事業者との協働によってアイデア次第ではまだまだ伸ばせる事業と大いに期待しております。

次に、一般会計の歳出面におきましては、コロナ禍によって接触機会の抑制や人流抑制等、様々な制約がある中で、事業の中止や縮小を余儀なくされ、多くの不用額が発生したことは残念ですが、それぞれの事業において感染防止対策を行いながら推進されたことは十分理解するものです。

一方、新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大防止、生活支援、事業者支援等の観点で様々な施策が講じられました。支援策として、市独自に 41 事業を実施いただきましたが、具体的にはがんばるバイ八女応援金、八女農林漁業応援金、医療機関支援金、あるいは母子生活支援施設大規模改修事業など、当市の実情に合った市民のニーズに応えた施策と評価いたします。

特に、第 1 段階の事業者応援金は、80 億円以上の財政調整基金が発行されていたことで、いち早く着手できたことは、事業者からの高い評価につながったと認識しています。また、市独自事業の総額は 1,210,000 千円でしたが、そのうち財源として国の地方創生臨時交付金等、これが 87% と高い比率で獲得できたことは、幅広い支援策を講じられた大きな要因となったこととともに、財政調整基金の抑制ができ、財政負担の軽減につながったことは評価いたします。

最後に、市長をはじめ執行部の皆様には、決算審査における様々な要望や意見を真摯に受け止めていただき、誰もが住み続けたい持続可能なまちづくりの構築に向けて、令和4年度予算編成に当たっていただくようお願い申し上げまして、認定の賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

最後に、認定第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、総務文教委員会に付託されました請願第5号及び厚生常任委員会に付託されました請願第6号、以上2件を一括議題といたします。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第5号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書案の提出を求めることに関する請願について審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、請願人より請願の内容について説明を受けたところであります。

本請願は、中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書提出を求めて請願されたものであります。

審査の中では、中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害について、どのような方法で情報収集をしているのかとの質問があり、請願人からは、各種報道をベースに情報収集をしている。また、在日ウイグル人の人権活動家を招いて講演会を開催し、講演の内容及び当事者の声を踏まえて請願の提出に至っているとの説明がありました。

また、新疆ウイグル自治区のウイグル人はどれくらいいるのか。全てのウイグル人が人権弾圧を受けていると理解しているのかとの質問があり、現在の新疆ウイグル自治区のウイグル人の人口は1,000万人以上であり、全てのウイグル人が人権弾圧を受けていると理解しているとの説明がありました。

また、国への意見書や要望書の提出を求める活動など、同様の活動をされている方々との横のつながりはあるのかとの質問があり、請願人からは、現在、ウイグル問題について地方議員の会、また国会における超党派の議員連盟が発足している。全国の地方議会が全会一致で国への意見書を提出できるよう活動されている方々と連絡を取り合いながら進めているとの説明がありました。

以上、審査の概要であり、採決の結果、請願第5号については全員賛成で採択することに決しました。

なお、請願第5号については本会議において採択いただきましたら、後ほど意見書案を提出させていただきますので、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

次に、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました請願第6号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択のための請願について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

本請願は、1945年4月から6月まで戦われた沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠る沖縄本島南部の遺骨収集の徹底と土砂の採取をさせないことを求めて、内閣総理大臣及び関係行政庁に対し意見書を提出するよう求められたものであります。

審査に当たっては、請願代表者代理人より意見陳述を受けた後、代理人及び同席者に対する質疑を行いました。以下、質疑の概要を申し上げます。

まず、八女市、八女郡で193名の戦没者ということであるが、請願に当たって遺族、あるいは関係者との関連はとの問いに、亡くなられたり御高齢であつたりということと遺族関係者から具体的なお話は伺っていないということでした。

次に、今回の請願は、亡くなられた方の遺骨を収集するという人道上からの請願であるという趣旨で理解してよいかとの問いに、そのとおりであるとのことでした。

また、請願の趣旨は、国に対して遺骨収集の動きを加速、強化してほしいということで捉えてよいかとの問いに、国は土砂採掘の中で遺骨収集に配慮されるとのことだが、手作業で丁寧にはやらないと亡くなられた状況や身元の判明はできないと思うとの回答でした。

なお、沖縄に肉親が眠っているということで、遺骨収集を期待されている遺族の方がおられるので、遺骨収集事業がある程度終結するような、遺族にとって納得できる終わり方をしてほしい。遺骨と言ってもまだ身元の分からない御遺体であり、遺体に傷をつけないという願いを込めて全部手作業でやるのが大事であるという委員からの意見が述べられました。

以上が審査の概要で、当委員会といたしましては、採決の結果、全員賛成で採択とすることに決しました。

なお、請願第6号について、本会議において採択いただきましたならば、後ほど意見書案を提案させていただきます。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第5号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書案の提出を求めることに関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第5号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第6号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう国に求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第6号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案2件、委員長より議案2件、議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第52号から議員提出議案第1号まで、計5件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和3年第4回八女市議会定例会において、報告7件、議案10件及び認定3件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月豪雨災害により、本市においては住宅の損壊や浸水、また道路損壊や崖崩れなど、甚大な被害が発生をいたしました。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、市民の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻していただきますよう災害復旧に全力を尽くしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症については、デルタ株が全国で猛威を振るい、感染者が若年層、低年齢層に拡大している状況にあります。このような状況を受け、市ではさらなる感染防止対策の強化と市民生活の安定を図るため、第10弾となる市独自の支援策を策定いたしました。

まず、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者への支援として、フードバンク事業を活用して、食料品や生活必需品をお届けする新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業に新たに取り組めます。また、既に実施しておりますPCRスクリーニング検査につきましては、検査回数の上限を3回から6回に引き上げるとともに、検査対象を市内の各事業所、各種団体の職員等から市内の保育所等、学校等の児童生徒にまで拡大をいたします。

あわせて、新型コロナウイルス感染症検査助成事業におきましても、検査料に対する助成を拡充し、本人負担額をこれまでの半額とすることで、検査を受けやすい環境整備を図ってまいります。

さらに、農業者への支援として、緊急事態措置に伴い、売上げが減少した農家に支援金を交付する新型コロナウイルス感染症対応農業生産支援金交付事業、生活困窮世帯への支援として、国の生活困窮者自立支援金の受給が終了した世帯に市独自で国と同様の応援金を3か月間継続して支給する、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援応援金支給事業、子育て世代への支援として、ワクチン接種の際、ファミリー・サポート・センターに子どもを預ける場合の利用料金を市が負担する新型コロナウイルスワクチン接種子育て世代応援券交付事業に新たに取り組んでまいります。これらの市独自施策につきましては、118,870千円の事業規模となり、これまでに取り組んでいる施策と合わせますと2,474,100千円の事業規模となります。

市といたしましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を十分にふるさと支援寄附基金、財政調整基金の活用等、可能な限りの財源確保に務め、関係機関と連携を図りながら感染症対策に全庁一丸となって取り組んでまいります。

今定例会に追加提案いたします案件は、ただいま申し上げました災害復旧と新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む補正予算など、議案2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第52号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正におきましては、8月豪雨災害に伴う復旧事業と新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、1,525,026千円を追加し、総額は41,782,889千円となります。

第2条は、地方債の補正で、4ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業の限度額の変更でございます。

歳出につきましては、8月豪雨災害の復旧事業関連の予算といたしまして、倒壊、または準半壊した住宅の応急修理に係る経費や災害ごみの処理に係る経費、また、道路、河川、農地・農業用施設、林道及び公園の災害復旧事業に係る測量、設計業務委託料や、工事費等を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算といたしまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援応援金、新型コロナウイルス感染症対策農業生産支援金、新型コロナウイルス感染症検査業務委託料等を計上いたしております。

歳入につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ふるさと支援寄附基金繰入金、公共土木災害復旧事業債等でございます。

なお、この補正予算に計上しております経費につきましては、早急に執行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第53号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員の欠員に伴い、委員を補充するに当たり、市議会の同意をお願いするものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項におきまして、委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するとされております。

今回の任命に当たりましては、農業者や農業団体等に候補者の推薦依頼を行うとともに、ホームページで募集を行いました。その結果、欠員募集1人に対しまして、1人の推薦による応募がありました。

農業委員会は、農地法に基づく許認可のほか、担い手への利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことなど、地域からの厚い信頼と意見

が十分に反映されるよう配慮を必要としており、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くための人材が必要でございます。

國武覚氏は、人格、識見ともに優れており、農業委員会委員として適任であると存じます。

なお、委員の任期は令和３年10月１日から令和５年７月19日まででございます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

次に、総務文教常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

委員会提出議案第６号について提案理由の説明を行います。

この意見書案は、先ほど採択されました請願第５号の趣旨に基づくものであります。

委員会提出議案第６号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書について説明申し上げます。

新疆ウイグル自治区において中国政府当局によるウイグル人への強制労働や不妊手術等の報告が次々と挙げられ、我が国でも報道されております。また、香港における民主活動家の不当拘束や、言論の自由などへの圧力、新疆ウイグル自治区のみならず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊を行い、不当な差別、人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければなりません。

したがって、中国政府による新疆ウイグル自治区における行為の調査を行い、あわせて、香港、ウイグル、チベット及び内モンゴル等自治区への人権侵害を直ちにやめるよう、諸外国とともに中国政府に対し非難及び抗議を行うよう衆参両議院及び関係行政庁充て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

次に、厚生常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

委員会提出議案第７号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう求める意見書案について、提案理由の説明を行います。この意見書案は、先ほど採択されました請願第６号の趣旨に基づくものであります。

請願書にもありますように、太平洋戦争末期の1945年４月から６月にかけて行われた米軍

の沖縄上陸作戦では、日米双方で20万人の死者を数え、沖縄県民も9万4,000人が犠牲となる悲惨な戦いであったことは御承知のとおりであります。

沖縄本島南部一帯には、今でも2,000体以上の遺骨が眠っていると言われ、その中には八女市、八女郡出身の193名の方が眠っている可能性もあります。

いまだ肉親の元に帰ることのできない戦没者の方々を一刻も早く帰してあげることが国の責務であり、遺骨の眠る土地の土砂を採取することは死者への冒瀆以外の何物でもありません。

以上の理由により、内閣総理大臣ほか関係行政庁宛てに沖縄本島南部における遺骨収集の徹底と遺骨が眠る土砂を採取させないよう求める意見書を提出しようとするものです。

議会におかれましても、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

最後に、議員提出議案第1号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

○15番（栗原吉平君）

議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増大する財政需要に見合う財源が求められ、その財源を確保するためには、地方税制の充実確保が強く望まれます。

このことから、国において、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないように同水準を確保し、令和4年度地方税制改正に向けた取組を実施することを求める意見書を提出するものでございます。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3．議案審議を行います。

議案第52号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○16番（三角真弓君）

1点だけお尋ねをいたします。

歳出の3款1項1目19節の扶助費でございます。

コロナによる生活困窮者に対して、これは本当に温かい政策ではないかと思っております。内容が先ほど市長の説明にございましたけれども、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援応援金支給事業につきましては、国の制度から市のほうで独自で行うものでございますが、従来よりコロナでお困りの方に社会福祉協議会のほうで貸付けを行うという制度がございました。緊急小口支援と総合支援資金という制度がございますけれども、そういった借入れを終えた方、上限で2,000千円ほど借り入れることができましたけれども、その借入れが終わった方について、なお仕事を探してあるとか、生活に困窮してある方について、国のほうが3か月間支援金ということで3人以上の世帯だと100千円、1人世帯だと60千円という制度を3か月間給付しておりましたけれども、その給付が早い方で今月で終わる方がいらっしゃいます。そういった国の支援が途切れた方について、市のほうで独自の予算でさらに3か月延長して、早い方だと10月、11月、12月の3か月間、単身だと60千円、それから3人世帯だと100千円の給付を続けて行おうという趣旨のものでございます。よかったでしょうか。

○16番（三角真弓君）

この対象者は何名ぐらいいらっしゃいますか。対象、これは世帯になるのですかね。個人、例えば家族が3人であれば、3人分が支払われるのか、世帯でなっているのか、その対象者が分かればお願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の制度につきましては、世帯単位での給付ということになりまして、単身世帯で60千円、2人世帯で80千円、3人以上の世帯は100千円ということになっておりまして、対象となられる世帯については、おおむね60世帯ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○17番（森 茂生君）

今度の感染症予防費についてお尋ねします。

1つは、スクリーニング検査、これは早速拡充していただきまして、ありがとうございます。

す。それから、無症状の方の検査のほうも半額に負担をしていただきまして、ありがとうございます。

それから、4番目に、入院及び施設入所による検査、この人は自己負担ゼロとなっておりますけれども、入院、あるいは施設入所してある方が熱が出たりしてから検査を受けたいということであれば、これの対象になるのか、そこら辺のところをもう少し説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

入院、入所につきましては、今も既に行っている制度でございまして、入院、入所される際に検査を求められるということになっておりますので、その際の検査料を負担することによってございます。それで、途中の発熱とかどうかあられる場合は、当然、行政検査という形になっていくかと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。

それから、さっきの生活困窮者自立支援がおおむね60世帯となっています。それから、新型コロナウイルスの農業支援金の交付事業、これがおおむね251世帯とここに書いてありますけれども、この世帯は概略、もうそちらで把握をされているのかどうか、お尋ねします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

今回、補正でお願いします市単の農業支援のほうにつきましては、国の事業、県の事業をベースとしておりますので、既にそちらのほうの集約をしておりますので、その合計数を上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

心配しますが、せっかく把握をされておりますので、その方々が該当するのであれば、例えば申請を相手がちょっと忘れていたとかないように、ぜひ誘導なりして、漏れなく支給をされるようにしていただきたいと思いますと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

議員のおっしゃるとおり、既に名簿の洗い出しのほうを関係機関とやっております。漏れないような申請受付をする予定でございます。よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

自宅療養者支援事業というのがありますけれども、これは陽性者、あるいは濃厚接触者であれば、所得制限とかは全く抜きにこういう陽性者及び濃厚接触者ということであれば、どなたでもこの支援事業を受けられるかどうか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

特に制限はございません。

○17番（森 茂生君）

すみません、ちょっと聞き取れなかったんですけど。

○健康推進課長（坂田智子君）

この制度の要件として、所得制限等はございませんので、どなたでもそういった困窮されている方に対しては実施をする予定でございます。

○17番（森 茂生君）

分かりました。

それから、そういう人は自動的にこちらで把握できるものか、あるいは、申請をしなければダメなのか。申請者が分かっているといいんですけども、知らないでおれば当然、申請しないということも考えられますので、そこら辺のところは把握されてあるのであれば、先ほども言いますように、こういうのがありますよと誘導していただかないと、受けられないまま終わってしまうという可能性がありますので、そこら辺はどう考えていらっしゃいますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

まず、保健所のほうからこの方が該当ということは当然、情報は知り得ませんので、保健所のほうでそれぞれ濃厚接触者、それから陽性の方に対して、八女市ではこんな制度をされておりますということを周知していただくようにしております。そして、必要な方はこちらに電話をおかけくださいということをしていく予定にしております。

また、広報等においても今回、議決いただきましたら周知をしていく予定でございます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○10番（牛島孝之君）

スクリーニング検査についてお聞きします。

拡充部分について、対象として福祉施設各事業所、各種団体の職員等から市内の保育所等、小中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校の児童生徒まで拡大と書いてあります。

この場合に、小中学校、特に児童生徒、当然、保護者がおられます。スクリーニング検査については保護者の反対とかはないと思いますけれども、もし仮にうちはさせたくないとか

おられた場合は、どのように対処されますか。

○学校教育課総務係長（高山裕二君）

お答えいたします。

これには保護者の同意が必要となっておりますので、スクリーニング検査につきましては文書等で説明したいと思っております。

ワクチンにつきましては、通知のほうで文部科学省と厚労省のほうから来ておりまして、強制するものではありませんということなので、これも保護者の同意の下についてワクチン接種については対応していきたいと考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今、ワクチンという言葉が出ましたけれども、このスクリーニング検査の後に国も言っているように、12歳以下の児童とか、そういうふうに国もどうもそういう方針でいっているようですけれども、注意していただかないといけないのが強制ではないと。特に低学年、あるいは幼稚園、保育所、当然、保護者の意向になったときに、うちはさせたくない。要するに、いろいろな副反応もあるからとされたときに、その次に心配なのが、極端に言えばやっぱり学校内でのいじめとかにつながらないようにしていただかないと、本当にこれが1人、いや、うちは保護者の都合でさせませんとなったときに、子どもたちはもう正直でしょうか、あの子はしとらんと家でも言う、そうなった場合に、これが非常に難しい問題だろうと思います。それについては今後、どのように考えられますか。

○教育部長（原 信也君）

お答えいたします。

スクリーニング検査におきましては、今、総務係長のほうが御説明したとおりでありまして、当然これにも保護者の同意をいただくという形で、結局この採取につきましても、学校内でやると、今、議員おっしゃられたように、誰がやって誰がやっていないとか、そういう個人情報等にもつながるおそれもございますので、これにつきましては、基本的にはこの検査は家庭に持ち帰った中でのということで、あとは保護者がこれに賛同すれば、その検体を出す。保護者が賛同しなければ、これについてはしないということで、あくまでもその保護者の考え方がやはり中心になると思いますけれども、いかんせんこの検査につきましては、行政検査ではございませんので、極力、委員会としてもぜひいろんな、例えば今後、運動会であつたり修学旅行等々を計画されますので、やはりその前の事前の安全策というか、感染を拡大させないという意味で、この検査についても協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

それと、ワクチンにつきましては、12歳から15歳につきましては、当然、学校での接種は

あり得ませんので、集団接種も担当課としても考えていらっしゃると思います。これにつきましては、あくまでも保護者が同伴の中で個人病院あたりでの接種ということになりますので、そこら辺につきましては個人情報十分保たれた中で、希望される方につきましてはワクチンの接種がされているということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、感染症検査助成事業拡充支援となっておりますけれども、これが65歳以上、または基礎疾患を有する方は5千円を2,500円に減額と。65歳未満の方は自己負担額10千円を5千円に減額となっておりますけれども、今後これを全て無料にするという考えはございませんか。

○健康推進課長（坂田智子君）

やはり任意で行うものでございますので、ある一定の自己負担ということで考えているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

ここ何日かは八女市も2名とか出なかった日もあるようですけれども、非常に多い日は18人とか、やっぱり出ておりますので、受けやすい、負担することに対して、できれば全て無料にしますよぐらいすれば、本当に受けたい人は受けるとなるんじゃないか。本来、この段階で無料にしてほしかったんですけれども、2,500円に減額とか、5千円に減額とかしてあります。今後はどうですか。今それならPCR検査を受けてある方、どのくらいおられるのかは把握してありますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

PCR検査実施数としましては、今年度8月末までにおいて367件実施をされているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

それについて、健康推進課として多いのか少ないのか、どのように考えられますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

多い少ないって、どこのレベルがというところはなかなか言えないところでございますが、非常に今回、入院、入所は4月の段階でやはり必要性があるということで無料にしておりますので、その利用が増えてきているところでございます。そのほかの方についても、やはり本当に何もなしの検査というのはされていないような模様でございます。濃厚接触者ではないけれども、周りの方でやっぱり心配という方ですとか、やはり仕事上、出張が必要、渡航が必要という方、必要に迫られる方が受けてあるという感触を受けておりますので、今現在としましては、なるべく負担を軽く、ただ受益者、受けられる方の負担という形はある

一定、取っていきたいと考えているところです。

○10番（牛島孝之君）

今、確かに全国において数字としては感染者が少なくなっております。ところが、今日の朝、テレビで言っていましたけれども、これから気候が寒くなる、冬になる。恐らく第6波が来るのではないかという心配を国はしておるようです。そのときに、本当にPCR検査を受けやすいように、できれば今後を考えられて、本当に市民の方が気安く受けられるように、負担がないように考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○8番（高橋信広君）

先ほどの関連になりますけど、3款1項1目の食糧費、通信運搬費、これは自宅療養者等の支援事業だと思いますが、これについては特定はできませんけど、連絡はつくということですけど、ここの保健所から連絡が入って、それからのいわゆるフローというか、資料等を多分、八女市のほうから送られたもの、それをベースにこういうことをやっていますよということでしょうけど、この感染者、あるいは濃厚接触者に対して実際、反応があったときに、どういう流れで物が届くのか、その辺りのフローを教えてくださいませんか。

○健康推進課長（坂田智子君）

まずは電話で本人さんなり、御家族から連絡をいただくということで考えております。そして、配送という形で思っておりますので、民間の運送会社のほうに配送をしていただく。そして、なるべく早くということで思っておりますので、電話連絡を受けたら極力はその日のうちに配送できる体制で玄関先、接触を当然しないようにということになりますので、玄関先とか指定の場所を電話連絡で確認した場所に配置をしていただくという形での流れを考えております。

○8番（高橋信広君）

それと、これはいわゆる商品のというか、提供できるものは限界があると思うんですね。そういう中身については、八女市のほうで何かチラシ等を作られて、それをそれぞれの方に送るのか、その辺りと、もう一つは、運ばれるときのいわゆる個人情報を含めて、どういう納品の仕方、ここについてお答えいただけますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

搬送する物資、食料品につきましては、先ほど提案理由でも説明しましたがけれども、フードバンク事業をちょっと使うということでしておりまして、フードバンクに配置している職員、社会福祉協議会の職員さんですが、その方が1週間分の3食分というのを、こういうのが適当であろうということで、みそ汁であったりとか、御飯だったりとか、そういう商品をピックアップしていただいております、それを段ボールに1つ1週間分を詰めると。その

状態で1人分を届ける、3人いらっしゃれば3箱を届けるという仕組みを考えておりました、配送につきましては先ほど健康推進課長からもありましたように、個人の御自宅に民間事業者から配送をいただくんですけれども、配送されたときにそこに今、置きましたよということで御自宅のほうに電話をしまして、非対面で対面がないようにするというので、今、届けましたという連絡をして、御本人さん、家庭の方がそれを取るという仕組みを取りまして、配送が終わった後には市のほうに御連絡をいただいて、間違いなく配送が終わったということの連絡をいただくように今のところ段取りをしています。

以上です。

○8番（高橋信広君）

これもう一つは、窓口として、この濃厚接触者を含めて陽性者の方々がどこに連絡されるかというのは、役所なのか、それかフードバンクなのか、これはいかがですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

健康推進課のほうにということで電話番号を御案内していく予定でございます。

○8番（高橋信広君）

最後に、この事業は私も大変いいと思っはいるんですが、片一方では健康観察というところが気になっているんですけど、併せてこの事業をやろうということは考えられなかったのか、あるいは、今現状、保健所のほうで十分、健康観察というのは必要ないということなのか、この辺りはいかがですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

健康観察の件でございますが、保健所のほうとも打合せをいたしまして、一般的に保健所のほうで毎日、陽性者については健康観察を行われております。それと、また市のほうでもやっぱり疫学的な指示というのは当然できませんので、保健所のほうでしていただくこととは思っておりますが、やはり陽性者、また濃厚接触者、いろんな不安があられると思いますので、うちの課のほうに電話いただいて、必要な場合は保健所につないだり、それからまたいろんな支援が必要な場合、役所内とか外部の支援が必要な場合は、そこにつなぐというところが一定できるような形で相談体制もつくっていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

よろしくお願いします。

終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第53号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
委員会提出議案第6号 中国政府による新疆ウイグル自治区などへの人権侵害に関する意見書についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第7号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました3件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より樋口京子氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。市長推薦の1名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、樋口京子氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和3年第4回八女市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 田 中 栄 一

八女市議会議員 三 角 真 弓